

中島重におけるラスキ政治理論の受容

西田毅

一 視 角

- 二 中島重のラスキ研究
- 三 多元論的国家思想の構造
- 四 中島重におけるマルクス主義・リベラリズム・「東亞共榮圈」の問題

一 視 角

中島重は吉野作造を政治学の師とし、海老名彈正を信仰上の師とするリベラル・デモクラットである。⁽¹⁾ここでいうリベラル・デモクラットとは、明治時代の進歩的思想家によくみられる特徴、つまり、個人の自由平等よりも国家主権の強化や対外的な国家独立に力点をおいたナショナル・デモクラシーに対して、個人の尊嚴や権力からの自由の確保にアクセントがおかれた主張の展開を指してとくにそう呼ばれるものである。

中島は、当時、同志社総長であった海老名彈正の要請で一九一七（大正六）年に同志社大学法学部に迎えられ、以

後一九二九(昭和四)年に退職するまでの一二年間、新進氣鋭の政治学者として、また、学内きってのオピニオン・リーダーとしてめざましい活躍ぶりを示した。

同志社時代の中島の学問的労作は、第一次大戦後、一九二〇年代の英國を中心に展開された政治理論たる多元論的国家論に関する一連の周到な紹介論文にみられる。その後、中島の関心対象は、SCM、「社会的基督教全国連盟」などの宗教的実践運動へと次第に推移していくのであるが、このような大正期から昭和初期にかけての中島の学問・教育・宗教的実践の全貌をここにあきらかにすることは紙数の制約もあって到底不可能である。また、それらの問題を個別にとりあつかつた先行論文もすでにいくつかそろつてるので、小論は、中島の国家学、とくにその政治的多元論の形成におけるH・J・ラスキ Harold Joseph Laski の政治理論の受容の問題に限定してアプローチしてみたい。時期的対象としては、当然、中島の同志社時代が中心になるが、必要に応じて適宜それ以後の思想と行動にもふれられるであろう。

なお小論は、『同志社百年史』に掲載された拙稿「大正デモクラシーと同志社」の姉妹編にあたる。前稿で十分に敷衍できなかつた中島の政治理論の論旨を補足するために書かれたものである。そのため、通常の学術論文の体裁からすれば、ここでとりあげられる人物の所属機関への係わりの言及の度合がやや高いものになつてゐることについて、一言はじめに断つておかなければならぬ。

二 中島重のラスキ研究

中島がその著作において、長短あまざまなかたちで世界的な政治学者、ロンドン大学教授H・J・ラスキ(一八九

（一九四〇）に言及しつゝ個所は多数あるが、直捷、真正面からハベキをもつてゐたものには、例の先駆的業績として定評のある『多元的国家論』（一九一一年刊）と改められたる諸篇、ふらむ、「ハベキの多元論的国家学説」（第七論文）と「ハベキの『多元论』」（第八論文）の二篇があつた。例

最初に簡単に二つの論文のトウトロイントを紹介しておこう。

「ハベキの多元論的国家学説」は、ハベキの処女作『主权の問題の歴史』 *Studies in the Problem of Sovereignty*, 1917 の第一章「国家の主権」 The Sovereignty of the State の翻訳である。筆者現在所持する Howard Fertig edition 一九六八年版では、原文の略記は、二二二ページからなる本文全体の二二二頁から二二三頁だ。が、自然留まは該書の核心を成す部分である。

なや、他の著、あらわせ、第一二章「分裂の政治理論」（基督教分野の政治的領域からの分裂の問題） The Political Theory of the Disruption や第三章「カソリック教復活に關する政治理論」 The Political Theory of the Oxford Movement, 第四章「カソリック教復活に關する政治理論」 The Political Theory of the Catholic Revival, 第五章「ル・マーストル De Maistre とビスマルク Bismarck」 De Maistre and Bismarck 等の各論の要約だ。 「英國に於ける新國家論」（『同志社論叢』第二期（一九一〇年）掲載）の『多元論的国家論』に引かれてあるそれはわが國で最も耳に紹介されたいところである。

次に第八論文「ハベキの『多元論』」ルコールの『共圓論』⁽²⁾をみてみよう。この論文は、標題が示すよど、ハベキと D. H. コール George Douglas Howard Cole 暗殺の国家觀の異同についてのべた一〇ページのもの短篇である。ルコール、中島は、ハベキの多元論的国家学説は、ケーベル流の多元論的国家論といふが、國家を「世

の普通の団体と同種同列に在るべや一種の団体」とみなす考え方を説いたあと、「主権の問題」を発表してから、ラスキは單なる「現実国家の説明」に止まらないで、新たに国家改造に関する計画立案案を提示した。これを強調しつづけ。すなわち、一九一九年に発表された『近代国家における権威』*Authority in the Modern State* と一九二一年の『主権の基礎』*The Foundations of Sovereignty* がねむ、あるいは前著以後著におよぶ「多国圏」*The Pluralistic State* との範疇を比較してその内容の違ひについて、次のように言及しつづけ。

前者では、社会の中には國家とともに多数の団体が併存しており、「権力は其職能に従つて各々に分割」されており、國家は消費者を代表し労働者団体は生産者を代表すべきである。個人はそれぞれ目的を異にする各種の団体に属していく、その職能活動の分担を遂行して各自の人格的能力の増進をはかる、そして個人の所属団体に対する忠誠服従の義務は、最終的には個人の道徳的判断に基づくものであつてかかる團体も「良心以上の権威を有して如何なる場合に於ても忠誠服従を要求」つべきだ。つまり、そこでは各団体の併存が説かれていて、それらすべての団体を統括する優越した団体の存在についてはふれられていないのである。この考え方とは、コールの「産業自治論」*Self-Government in Industry* に類似しつづけ、初期の段階のギルバ・ソーシアリズムの考え方によつて中庸なところ。
 しかしながら、『主権の基礎』の「多国圏」*The Pluralistic State* (この論文は一九一九年一一四四のPhilosophical Reviewに掲載せられたもの)において展開された考え方とは、これまでに異なり、いわゆる職能連邦圏の構造に変化していくと説く。

国家やその他これと併存する諸種の団体をすべて一括して、それら全体を国家とみなしておらず、「国家やその他の構造が多元的」になつておれば、やいだ、国家は地域と職能の二つの要素によつて、組立てられた複雑な「連邦圏」で

ある。そこで、従来の国家に相当するものが、新たに構想された組織体の中では政府 Government とよばれる。

国家内部の組織についていふならば、一元的国家論が、中央集権的でヒエラルヒー的構造を想定しているのに対し、将来の目標とすべき「多元国」は、これと正反対に分権的で「平等の併列組織 Co-ordinate」をその特性としてあつてゐる、このような権力分立主義を実現することによって、はじめて行政の能率は向上し、個人の自由も確保せられる。そして、中央集権的行政が、画一的で機械的処理に流れやすく、「中央の機関に事務が集積する為に目前の喧しい問題のみに注意を奪われて必要なれど而も何人も別段喧しく言はない方面の事は闇扱され勝になる」。

また団体に対する個人の最終的な服従の根拠は良心の判断にあるが、それを実行しうるには、言論の自由、最低賃銀、教育を受ける権利、結社の自由といった、いくつかの基本権が十分に保障されなければならない。そして、これらの基本権は、國家以上の根拠を有するいわば、自然権ともいべき人格の尊厳そのものに基づき、國家のレーヴン・デートルは、まさに、これらの諸権利を確保することにある。権力分立の下においてのみ、それは可能であり、國家の分権的組織化によつて、国民大衆の公共事に対する関心が養われ、これまでの受動的な姿勢が活発な能動的姿勢に変化する。すべての人が、能動的に、それぞれの職能をひきつけ、自ら責任を負うことによつて、各人の「自由創造の天地は開け人格的能力は完成せしめられる」ことなどを説いてゐる。

このようない、短期間のあいだにみられるラスキーの国家観の変容ないし拡がりは、ちょうどその頃活発に展開されたホール (*Social Theory*) やホブソン S.G. Hobson (*National Guilds and the State, 1920*) などの国家とナショナル・ギルドの関係をめぐる議論に刺激され、そうなつたのではないかと中島は推測してゐる。

以上の二論文のほかにも、中島は「英國に於ける新國家論」等でラスキーの理論の紹介を試みてゐる。そこでは、国

家と他の団体、もしくは、教会との関係について、『主権の問題の研究』によつながら、ラスキの考え方をのべている。中島の多元的国家論の形成には、当然、ラスキやコールのほかに、ヘギー、John Neville Figgis、マッキー、R.M. MacIver などの学者、とりわけマッキー・バーの影響が強く見られるのであるが、それ以上マルチリズムの代表的理論家の思想を十分に咀嚼して、皿の国家学説の体系化に取り組んでいたものと考えられる。それでは中島の国家学説は「一体」のよつた構造を成していくのであらうか。大正後半期の同志社時代に公表されたその多元論的国家思想を中心にして概観してみよう。

II 多元論的国家思想の構造

『同志社論叢』創刊号に掲載された中島の処女論文「国家本質に関する一大思潮の対立」（『多元的国家論』に収録するに際して論文のタイトルが若干修正されている）は七十ページあまりの力作であるが、それは歴史上未曾有の歐州戦乱の過程で、今わがの民族へあがへかになつた英独両国における国家認識のちがいを、両者の国家哲学の典型をとりあげて比較論評し、加えて皿の国家觀を展開するという構成をとつてゐる。中島はドイツの国家觀の「典型」として、「くーゲル系統の国家論に着眼」し、イギリスにおける代表的なくーゲリアンである H.・ボーズンケット B. Bosanquet の *The Philosophical Theory of the State* をもつたがる論述し、他の一方の代表者として H.・スペンサー Herbert Spencer の『社会静物』 Social Statics を使って、有名な「国民相互保護の株式会社」 Joint-stock protection-society の説明を行つてゐる。中島はスペンサーの他の代表作——『社會原理』（一八七〇）& *The Man versus the State, 1884* なども参照を廻しておつ、またアーネスト・バーク

— E. Barker, *Political Thought from Spencer to Today* の論點などを資本もつて用ひながら、詳細に論述していくのである。

中島は「⁽¹⁾」の國家論を便宜的に「國家全體社説」（ボーバン・カントーの國家論）と「國家株式会社説」（ペベンサーの國家論）といふべく呼んで、両学説を自由、民主、國際關係の三つの觀点にたてて比較し論評したのか、前者をしりぞけて、後者、すなわち「國家株式会社説」の卓越性を強調してゐる。めいじの、かれは、ミル・スペンサーに代表される英國の伝統的國家論にも、いくつかの修正・補填すべき論点がある」とを認めてはいる（後述）。

まことに、自由の問題であるが、ルーゲル流の國家論（「國家全體社説」）では「自由は即強制拘束に存在し、強制拘束せられて眞の自由が成立すると説明する」が、このような「國家の拘束が即ち眞の自由にして個人は之に服従のみ眞の生活在り得と説くは現実不完全なる國家をそのまま眞善美の理想体なり完全なる神なりと為すものにして此以上事実に合せざる滑稽事無く又實際上此以上徹底せる專制主義是認の國家論無しと謂はねばからず。独逸の文化國家主義が畢竟國家の絶対專制に帰するは誠に之が為なり」ときびしく批判してゐる。

これにくらべて、「國家株式会社説」の見方はどうであらうか。「國家は一定有限の目的を有する組合なるが故に其構成員は此目的の範囲内に於てのみ拘束を受くべきなれども此目的の範囲以外に於ては人間として自由なるべき筈なり」とする。すなわちそこでは、國家の「職能」の有限性が強調されており、「國家は一定有限の目的をのみ有する人類の結合にして此が構成員の人格の全部を之に吸収併呑すべきものに非ざることの法律的保障に外なら」ないのである。つまり、中島は「自由権の本義」を國家職能の制限に見出しており、したがって強制即自由とする「國家全体社会説」の自由の解釈は、この「自由権の本義」を無視したものであつて、それは「名は自由なれども其實は仮装

やられたる專制」と他ならぬのやね。されども、國家の「一定有限の田的」もは一体、何を意味するのか。〃ル・ヤベ・ン・ヤー等の自由主義學説によれば、やれば、意外にたいする個人の生命・財産・自由の保護、つまり警察と軍隊の機能に厳格に限定された「絶対田的論」になる。

したがつて、それ以外の「宗教・商業・教育・衛生・郵便・鉄道・貨幣の事等すべて之を個人の自由活動に放任」されなければならぬ、ふらわんとするな。それゆえ、この辨説においては、右のよつた「職能」の範囲は、同時に「立法の範囲の制限の問題」である、「〃ルの自由論は當方面より立てられたる自由論」だと解釈される。そして、中島は、〃ルの『自由論』第四章「個人にたいする社会の權威の限界について」のはじめの一節「我々の人は、それの本来のわけがえをうむいぬことなれ。個性とは、生體のうちだ、并んで個人が利害関心をもつ部分が、よくやくあらね。社会とは、社会が社會として利害関心をもつ部分だ、よくやくあらね」⁽³⁾ Each will receive its proper share, if each has that which more particularly concerns it. To individuality should belong the part of life in which it is chiefly the individual that is interested; to society, the part which chiefly interests its society や可用して、社会の拘束力の範囲はペ・ン・ヤー等の廣く考へてゐるが、社会が個人の人格にまじ、その權威を及ぼすことがどうなるか、その意味で自由論の骨子が「社会の拘束は社会の守るべく一定領域内に於てのみ是認せらるゝをもの」(自由論)といふ根本思想に置かれたる所(4) (ペ・ン・ヤー著「一筆耕」全然同)⁽⁵⁾ である。このよつた自由論は、國家と宗教の關係をめぐり、所謂 non-conformity の問題、つまり、国教ではなく「自由の良心の是非標準の宗教を奉せよ」(スターの「良心至上主義」) 儒教の自由の不可侵性を問題とした「第十六世紀宗教改革以来の自由解放運動の精神的衣鉢を正統に繼承」ある立場である。

中島はこのように、自由主義的国家観を評価したあとで、その理論的脆弱性を指摘して、ひきの一一点の批判をつけ加えている。すなわち、(1) 国家の職能の範囲（それはまた自由の範囲もある）を固定的にとらえている点。時代の進展とともに、職能の範囲は伸縮し「永遠固定」のものではないこと、しかるに、「國家株式会社説の自由論が、永遠不変に国家拘束と個人の自由との限界を画せんとしたは大なる誤り」である。(2) 個人の自由は社会に対する自由ではなく「国家に対する自由」（傍点筆者 以下断りなきかぎり同じ）である点の明確な認識の必要性。ここで、中島は、ボーズンケットがスペンサー及びミルに発した鋭い批難の一節、「人格なるものは社会的なものにして社会的にして初めて倫理的たり得るものなり。而して社会的倫理的なることが人格の尊むべき本質なり」とすれば人格の社会に属せざる方面ありとするは即ち人格の非社会的非倫理的方面をいへるものに外ならず。然らば此意味に於ける自由とは人格の社会性倫理性を控除したる人格の残滓に過ぎざるものとする外無からん⁽¹³⁾」をあげている（中島は、ボーズンケットの前掲書 *The Philosophical Theory of the State* からこのパラグラフを引用している）。

ここでとくに中島が力説しているのは、国家と社会の関連という国家学上の基本問題である。ヘーゲル流の「国家全体社会説」にあつては、国家と社会とを同一視する立場にたつのであり、そのような觀點からするかぎり「個人の人格中に社会に属せざる方面ありとする自由論は全然不可解の事となる」。それゆえミルの所説のように自由が「個人と社会との関係に存在する」ように考えられる（前掲自由論第四章の一節参照）かぎり、この批難を免れえない。唯、「国家と社会とを嚴重に区別し自由と職能との問題となるは国家にして社会に非ざることを認識する」ことによつて、つまり、国家は「一定有限の目的を有する団体」で、この団体の基礎にこれと区別さるべき基本社会が存在し、「国家は一定の範囲に於てのみ個人に拘束を加へ個人は超国家的方面を有すれども社会の一員としてはなお道德、律に

従ふものにして自由と言へども放恣を意味せず、非社会非倫理を意味するものに非ざる⁽¹⁴⁾ことを明確にしなければならない。このような批判を加えたのち、R・M・マッキーバーやG・D・H・コールの所説に拠りながら自説を展開する。団体の一種としての国家と社会を区別するマッキーバーの考え方（さらに社会をアソシエーションとコミュニティに類別する）は、思想系譜としてはスペンサー等の国家原論を継承し、それを「新しき光りに照して復活せしめんとする」ものであった。当時、未だ十分に耳慣れないタームの訳語の選択に少なからず苦心したすえに、中島はコミュニティを「基本社会」、アソシエーションを「団体」という訳語におきかえ、さらにこの両者を総称するソサエティを単に「社会」（つまり広義の全体社会を意味する）といふ日本語でいいあらわしている。なおかれは高田保馬が、それぞれ「犠牲社会」と「利益社会」あるいは「直接社会」「間接社会」という訳語で表現していることを紹介している。さて、「まさに、「団体」Associationと「基本社会」Communityのちがいをのべて、中島は「団体とは、一定有限なる特殊目的を共同に達成せんためにする人類の合意的結合にして組織あり、職能あり、限界あるをその本質とする」⁽¹⁵⁾（改版には原著者による傍点あり）とのべ、「基本社会」は、人生における人間の諸々の目的を共同に達成しようとする多數の団体の外に立ち、その存在を生み出し成立させる基盤となるものとみなされた。すなわち、「基本社会は団体と區別すべき儼然たる独立の存在にして論理上団体の存在以前に考へらるべきものなれどもそれ自身のみにては決して独り存在し又存在し得るものに非ず。（中略）団体に其存在の最終の意義と目的とを与え又其成立の可能性を有へつてある所のもの」⁽¹⁶⁾なのである。このような観点と文脈のなかで、中島は、先にみてきたように、国家は「団体」の一種であると定義した。「団体」の属性としてかれがあげた五つの要因、すなわち、(1)「一定有限の特殊目的」(2)構成員の合意による結合。(3)目的達成のための機構＝組織の存在。(4)一定の職能（機能）の存在。(5)構成

メンバーの「限界」（団体を構成する成員とそうでない人々とのあいだにおけるそれ）などのそれぞれの特性に照らしながら、國家が「団体」の一一種と考えられるに足る性質を十分に具備していることを説明していく。

ただし、右のような他の団体一般との共通性と並んで「國家のみに存在する著しき特有性」として、(1) 領土の問題すなわち國家の地域団体性、(2) 統治団体たることの属性としての支配的権力、(3) 國家の最高独立性＝主権の存在をあげることも忘れてはならない。このように論じたあとふたたび、「國家は全体社会にあらず、又その著しき特有性の存在にも拘らず決して特別なる団体にも非ずして他の団体と性質上毫も異なることなき団体の一種に外ならざるものなることは承認せられざるべからざる所なり」と結論づけている。⁽¹⁷⁾

なお、かれは社会契約説的國家観を批判している。すなわち、國家は、契約や明示的な合意によって形成される結合組織ではない、国家には一種の默示的合意（「國家構成員たる各人格者は各自の瞬間に於て黙々のうちに国家を是認し之に加入し之を構成」する）があつて、それが契機となって制度上の強制を漸次受け入れるようになることが主張されている。そこには、また、個人の人格成長の経路と制度的強制の受容に関する心理学的分析の試みもある。

そして最後に、中島は、國家と基本社会を区別する学説の積極的意義を次のように箇条書的に列挙する。曰く、第一に「自由の本義を正当に理解すること」が可能になったという点。

國家を団体なりと觀るの結果自由は拘束せられざる自由を意味し超団体たる人間としての自由を意味す。然れども超団体たる方面は基本社会の一員としての社会的道德的人格者なりと觀るが故に超団体たる非拘束の自由範囲は道徳的自律の範囲なることを明にして自由は放恣を意味せず非社会を意味せざることとなる。斯の如き自由論に依りて始めて國家全体社会説の自由を道徳的内面的自由と解して却つて仮装せられたる没自由の弊に陥れるに対し十六世紀以降確立せられたる自由権の本義を明にしその伝統を正当に理解し繼承することを得べし。

第一に、この説によって、国際関係が正当に理解できる。第三に、国家存在の意義が正当に理解できる。国家は有機体論者が唱えるように、「[...]國的存在的としてあるのではなく「人生の手段としてのみ其存在の意義を有する」とこと、ただし、「國家が個人の手段として存在」するのではなく、基本社会を構成する人々の道德的人格を完成するため、「即ち至高善の理想を実現するための手段」としてあることの確認。第四に、「国民の国家法律に対する服従義務の本質を正当に理解」しうる。なお、注目すべき主張であるが、かれは、最高善を実現するために、ある状況の下では、国家や法律に抵抗し、不服従の姿勢をとることもありうること、むしろそのことが道徳上の義務ですらあることを説いている。第五に、國家の発生・変更・消滅の現象が正当に理解しうること。第六に、法の本質並びに法と道徳の区別と係わりについてよく理解できる。第七、政治的活動の本質がよく理解できる。すなわち、政治は国家にのみみられる現象ではなく他の団体にも存在する、したがって、その本質において両者（国家と他の団体）は異ならず、いずれも「共同目的遂行の行為に外なら」ない。

のちに、大正後半期から昭和一〇年代にかけて、わが国の政治学界をにぎわせたいわゆる「政治概念論争」の一方の柱ともいいうべき政治の社会集団現象説が、ここに展開されている。現に、恒藤恭（『政治現象の本質』一九二四年）、今中次麿、田畠忍といった当時の同志社の多くの政治学者たちが、政治現象の概念構成や論争に積極的に参加していくた事實に注目しておきたい。また、政治と道徳の問題にふれて、「団体の共同目的遂行の行為たる政治も窮屈に於て基本社会を形成せる人格者の至高善の窮屈目的に貢献し之に包摂せられてのみ意義を有するものにして此意味に於て政治は道徳そのものに非ざれども窮屈に於て道徳そのものを目的とし又道徳に包摂せられ之に即して密接不離なる關係に於て行はれるべからざる所のもの」と理想主義的（倫理主義的）政治哲学にたつて両者の密接な交渉を離さない。

説明している。そうして、法と政治も同様な態様にあることに言及している。第八に、諸種の社会改造論（たとえば、この学説に立脚して展開されるギルド・ソーシアリズムやサンジカリズム、コレクティivismなど）の主張とその可能性についてよく理解できること。以上八つの論点をあげてこの思想の學問的価値を論じていふ。

次に中島は、この学説が思想史的にみていかなる系譜に属し、また、それがどのような位置と意義をもつのかといふ問題について論ずるところを簡単に紹介しておきたい。

中島はいう。この国家と社会を区別する思想はプラトンやアリストテレスなどのギリシア思想やローマ時代、また中世紀の国家論及びヘーゲルの国家論、社会有機体説等とはいざれも異質のものであり、社会契約説の中でも、とりわけホップス・ルソーらの思想との類縁性はみられないことをのべて、「若し多少にても此思想に導かる可能性あるもの」を求むれば、国家の目的職能を特殊限定的のものとするロックやスペンサーの国家論の如きものである⁽²⁾」といつてゐる。さらに、イエリネック G. Jellinek の国家論によれて、かれの国家を目的团体 Zweckverband として、[之に属する個人は目的的範囲内に於てのみに属し目的的範囲以外に於ては Verbandfrei たる方面を有するものなることを認むる思想の如きは此国家論に近きものといはねばならぬ」と説明していく。

以上筆者は、同志社時代の中島の労作に展開されてゐるその国家論をみてきた。

右の行論からあきらかなように、それは、基礎社会たる共同社会と国家を区別し、共同社会を基盤としてその上に存在している教会、労働組合、株式会社、家等諸種の職能団体のすべてを包含する全体共同社会の中核的職能団体として國家を把握するマッキーバーの考え方最も強く影響されてゐることがわかるであろう。

そしてラスキについていうならば、国家を職能団体の一種みなす点では他の多元論者と同一であるが、基本社会

と国家を区別する考えにはたっていない。その点は中島の採用する立場ではないのであるが、国家と他の多くの団体が併存し、国家の主権がこれらの諸団体に包括的に及ばないこと、逆に個人の側からいえば、それぞれ目的を異なる多数の団体に所属する個人は、国家によって全体的な統制を受けないという考え方には、中島の自由論の基本前提となっている。

しかし、中島がその多元論的政治論を構築するにあたっては、これまでの叙述の中に、しばしば登場したマッキーバーやラスキのほかにもギルド・ソーシアリズムやW・ジエームス、J・デューラーの哲学上の多元論の理解もある。これらにかかる限りで、O・F・ギールケ、F・W・メートランゲ、E・テンニース (*Gemeinschaft und Gesellschaft*, 1887) といった法学・社会学の分野からも政治的多元論に理論的刺激を与えた学者・思想家たちにも中古く注意をはづいてくることを忘れてはならない。

それゆえ、中島の多元論的国家学説を専らラスキとの係りにおいてのみ検討することは誤りであることはいつまでもない。

四 中島重におけるマルクス主義・リベラリズム・「東亜共榮圏」の問題

中島のラスキの政治理論に対する関心のもち方は、以上みてきたように、主としてラスキの主権論や多元論的政治理論に係わっている。それは、中島の論文に引用されている作品が、一九一〇年代から二〇年代にかけて発表されたラスキの初期の著述にほぼ限定されていることからもあきらかである。その点については、かれ自身が明瞭に語っている。すなわち、最後の著述になつた『国家原論』(一九四一年)にあげられているラスキの文献欄で、『主権の問題

『研究』（一九一七）、「近代国家における權威」（一九一九）、「主権の基礎」（一九二一）、「政治学大綱」A Grammar of Politics（一九二五）、「政治の研究」On the Study of Politics（一九二六）、「近代国家における自由」Liberty in the Modern State（一九三一）の著書をあげて、それ以後に発表された作品をあげないのは、展開されても主張が多元的国家論とは認められないであると断つておる。

たしかに、ラスキが多元論的国家論に批判的になり、最もマルクス主義に接近したのは一九三〇年代の半ばに相当する。『危機とたゞ民主主義』Democracy in Crisis（一九三三）においては、階級国家論の展開がみられ、「支配階級の同意」や譲歩が得られない現代においては、人民の暴力革命が起る可能性についてのべてゐる。また、『國家—理論と現実—』The State in Theory and Practice（一九三五）では、ボーベンケンハルムの神話的国家論を唯物史観の立場から攻撃している。同様の見解はまた、『政治学大綱』第四版（一九三七）の序章「国家論の危機」における国家権力の階級性の指摘となっておるわけである。

ラスキのこのような思想の変化は、一九三〇年代の両大戦間の時代におけるイギリスが直面した内外の緊迫した政治経済情勢によって促進せられたことはいさぎでもない。ちなみに、ロシア革命の勃発と資本主義の全般的危機の現れ、一九二九年にアメリカを襲つた恐慌の影響を受けて発生したイギリスの三一年の経済危機、マクドナルド挙国一致内閣の成立（一九三一）、マクダナルドの労働党からの除名、一九三三年のヒットラー政権の誕生、労働党員モズレーOswald Emal Moseleyの英國ファシスト連合の結成、スペインやチリの民主勢力の放置、ファンズムをボリンハイヴィズムに対する防塞視するイギリスの保守的支配層の動きといった民主主義の衰微とりわけ労働党政府の分裂と崩壊は、多くの進歩的知識人をしてマルクス主義に多大の関心を抱かせるようになつた。このような状況の中で、イ

ギリス民主主義の再生のために積極的に論陣を張ったのが他ならぬラスキその人であった。まさに、かれが「11〇年紀前半のイギリスの急進的知識人のスポーツマン」といわれる所以である。

第二次大戦後、わが国の政治学者の間で、一時、ラスキ研究がブームの觀を呈したことがあるが、（たとえば敗戦直後に発表された丸山真男の「西欧文化と共産主義の対決」／一九四六年／他一連の作品や、一九五〇年の雑誌『思想』の特集号、一九五四年の鈴木安蔵編『ハロルド・ラスキ研究』その他）、当時の研究者の熱心な研究の基本動機は、ラスキの根本姿勢、つまり、絶えず「現実の展開の中から自由〔の〕課題を汲み出し、現実の展開に直接寄与する立場を特色」（前掲『思想』「はしがき」中のことば）としていることに注目し、そのラスキの研究方法から積極的に学ぶことであつたようと思われる。そして、第二次大戦前と戦時のラスキが直面した最大の課題は、いつまでもなく世界的規模で進展するファシズム勢力の増大をいかにしてくふとめるかという点にあつた。

そして、そのようなファシズムとの闘争の過程で、自由の尊重と個人主義の原理にたつ西欧「モクラシーの長い伝統に対する理論的反省」——たとえばそれは、『ヨーロッパ自由主義の発達』（一九三六）*The Rise of European Liberalism*に展開されてくる——と新たな展望、ソルノローマーリバムへの共鳴、しかし、ソルノホト型の武力革命と独裁政権に代る「計画的民主主義」（『現代革命の考察』（一九四〇）*Reflections on the Revolution of Our Time*）——それは、イギリスの民主主義的伝統の中から育まれてきた社会主義と個人の自由尊重の精神を調和せよとする構想に出る——の提唱といった数々の貴重な政治思想が展開されたのである。

さて、中島は、ラスキの戦時下の動向、つまり、単に一学究として研究室で静かに思索を凝らすだけではなく、フュービアン協会や労働党のブレーンとしての活躍、そして、一九四四—四五年にかけてイギリス労働党の副委員長という

激務に従事していたころの思想と行動に對して、いかなる関心をはらっていたであろうか。小論の課題ははじめに断つたように、大正後半から昭和初期の同志社時代の中島の政治理学研究に限定されているため、この問題は第一義的な考察の対象にならないのであるが、少くともリベラル・デモクラット中島におけるラスキーの影響を考える場合どうしてもこの点を全く避けて通るわけにはいかない。以下に若干の論評を加えておきたい。

結論的にいって、活字に表れた限りでは、中島は一九三〇年代以降のラスキーの著述や実践——なかんづくラスキーの国家観の転回やファシズム批判——にあまり関心を示していない。『近代国家における自由』（一九三〇年初版）が、先に引用した『国家原論』の参照文献にあがっているが、本書はラスキーが三七年に序論を追加して再版を出しており、戦後の四八年版では、序論と本文の両方に修正が加えられている。後者は、中島の没後の出版であるからともかく、三七年版に対する中島の注目はみられない。このように一九一〇—二〇年代のラスキーにかけの関心時期が限定されているのは、どうも中島のその時代の思想的嘗みと深い関わりがあるようと思われてならない。端的にいって、それは、中島の社会主義やマルクス主義観の問題である。

昭和初期の中島が政治理論の研究から——というよりも、に加えてといった方が適切かも知れない——賀川豊彦の影響をうけて宗教的実践活動へと転回しつつあったことは周知の事実である。そして、その宗教的実践を導く「社会的基督教」は、中島にとって、何よりも「マルキシズムに対する宗教の立場」（中島）を表明する主張であり、「階級闘争主義を否定した宗教的な自己否定による贖罪愛の社会連帯主義」⁽²³⁾を中心的觀念とするイデオロギーであった。
しかも、この中島のマルクス主義に対抗して唱えられた結合連帶の全体主義（「神と共同社会」実現の運動）が、次第に、昭和初期の超國家主義への親和力を強めていくのであった。

満州事変以来、軍部によつて間断なくおし進められる中国大陸への侵略、政治指導者による国内の全体主義的統合の事態に直面して、中島と同時代に生きたわが国のリベラル・デモクラットの多くは、沈黙を守るか、あるいは消極的ななかたちにせよ支配層のファッショ体制に対する正当化の姿勢を次第に強めていく。同時代のイギリスの多元論者たちが内外のファッショ勢力と真正面から対決して民主主義を擁護する姿勢を堅持したのにくらべて、それは何といふ大きな違いであろうか。⁽²⁴⁾

中島は『スペンサー』（一九三五年）の「序」で、明治時代に盛んに研究されたスペンサーが、大正以後あまり問題にされなくなつたのは、かれが強調する非干渉的自由主義がもはや時勢おくれの考えになつたからであるといつている。そしてスペンサーの現代的意義は、進化説、とくに、軍事型社会より産業型社会へと変化する根本法則を明らかにしたことにあるとのべ、それと並んで、「統合化を社会進化の根本と觀て居る觀方」⁽²⁵⁾をとくに強調している。それは、一九三〇年代における他の一連の思想的表白と軌を一にする意見であろう。

中島の最後の著書となつた『國家原論』には、初期の『多元的国家論』以来、貫した国家職能団体説の展開がみられるが、同時に、そこにはまた、それまでの思索の過程で試みられた大巾な三つの理論的改善についてのべられてゐる。その一つたる「公権力の重要な性とその根本性」の認識について次のように言及している。すなわち、公権力は国家以上の全体社会に根ざすものであること、「強制社会化の機能を以て、国家組織を実現して、職能活動を行わしむるもの」であることの認識——より具体的にいえば、それは、「日本国家は天皇統治の下に、皇室を中心とする全体社会の為に、職能活動を為す所の職能的共同団体である」⁽²⁶⁾といふことになる——をいう。

そして、「職能団体説の、自由主義的、局限性を破つて、独裁主義の下における国家をも説明し得るに至つた」とのべ

ている。このように、わが国の知識あるリバリストが、自由主義の時代錯誤性や限界を強調したり、全体主義とマクス主義のあいだにあって、何をなすべきかという問題意識にとらわれて低迷状態にあったとき、海の彼方では、二〇世紀前半における二大歴史ドラマ——ロシア革命とナチズム——の洗礼を受けた知識人たちが、戦争とファシズムを否定し、過渡期の時代の要請に適合した新しい「計画的民主主義における自由」(ラスキ『現代革命の考察』)について真剣かつ誠実に考えつづけていたのである。西欧の知識人たちのあいだには、何よりも自由主義原理の普遍性に対する確信があった。このことの意味するものは一体何か。それは、彼我両知識人の資質を超えたヨリ一般的な日本型リバリストの脆弱性——その根底には日本の「政治文化」political culture や知的風土の問題がある——といった知識人と政治の全体構造にかかるイッシュを改めて我々に鋭く提起しておられたに思はれてならないのである。

注

(1) 中島の全般的な思想形成に影響を与えた人物を尋ねるとすれば、かれが日本の学界や宗教界で直接の人的接触を通じてえた人脈に限つてみても、吉野や海老名のほかに、小野塚喜平次、美濃部達吉、上杉慎吉、算亮彦、牧野英一、それに賀川豊彦らの名前を数えあげることができる。しかし、ここでは、小論の主題との関連で、政治学と信仰生活の世界で、それぞれ親炙した二人の人物をあげることとした。

(2) フリーダ・ラスキは、序文で、この本が第一次大戦中に書かれたものであることを述べている。そして本書執筆当時のラスキは、多数決原理は、それ自体としては、決して民主

主義国家の到達目標とはいえないこと、政治権力が経済的勢力と分離してバラバラに存在するかぎり、そこには闘争が絶えないことを強調しようとした。また、すべての国家が、その政治支配によって獲得しうる成功の度合は、どこまで国民全体に平等の施政を実現することができるかという実力によって判定されること、現実の国家は、必ずしも全体としての社会のためにあるのではなく、個々の国民に善き生活を保証する点に存在意義をもつこしなむを生涯主張してゐた」と記す。Frida Laski, Foreword to the 1968 edition.

H. J. Laski, *Studies in the Problem of Sovereignty*.

New York, Howard Fertig, 1968.

- (22) 飯坂良明他『イギリス政治思想史』一九七四年、三八八ページ。

(23) 武邦保「社会的キリスト教運動」『同志社百年史』通史篇II 一九七九年、一〇八ページ。

(24) 「今や第二次世界大戦（一九三九）のや中にある、人類の歴史は大転換期に遭遇して居る」とはられて居る。我国又「東亜共同体」乃至は「東亜共榮圏」を実現せんとして既に聖戦第五年目に及んでゐる。（中略）我日本民族が実現したる東亜の民族国家を中心として、東洋全体が一体に繋がることが出来、日本人が今までに到達したる文化水準を出发点として、東洋の新文化を創造することが出来、以て世界社会の實現と人類新時代の文化創造とに貢献することが出来るならば、我等日本国民の世界歴史上に於て演ずる役割は正に無比なるものであら」（中島重『國家原論』一一四九頁、傍忠筆者）。戦後（一九四七年）再刊された『國家原論』には、上記の論文「付篇 日本に於ける民族国家の実現について」は収録されていない。未だ占領体制下にあつた敗戦直後の沿々たる民主化の流れに対する配慮がそうさせたのであらうか。なお、同書に寄せられた田畠忍の序文にもそのことは何ら言及されていない。

(25) 『ペプンサー』三ページ。

(26) 『國家原論』一四一ページ。

(27) 同、一一页。

(21) 『國家原論』五八八ページ。

(19)(20) 同、一三八ページ。

(17) 同、六二一ページ。

(16) 同、四五ページ。

(15) 同、三九九ページ。

(14) 同、一九九ページ。

(13) 同、一八一一九九ページ。

(12) 同、一八九ページ。

(11) 「國家本質に関する」「大思潮の対立」『多元的国家論』一七九ページ。

(10) J. S. Mill *On Liberty*, Chap IV, Of the Limits to the Authority of Society over the Individual. p-276, Collected Works of John Stuart Mill Vol XVIII. 水田洋訳『水田洋之「ヨーロッパ思想教養全集』の「イギリスの近代政治思想」所収一九六四年、一六七ページ。

(9) 同、一七九ページ。

(8) 『多元的国家論』一七四ページ。

(7) 『多元的国家論』一七四ページ。

(6) 『多元的国家論』一七四ページ。

(5) 『多元的国家論』一七四ページ。

(4) 『多元的国家論』一七四ページ。

(3) 『多元的国家論』一七四ページ。

(2) 『多元的国家論』一七四ページ。

(1) 『多元的国家論』一七四ページ。